愛知医療学院短期大学ガバナンス・コード (第2版) に係る 自己点検・評価報告書

愛知医療学院教授会ならびに学校法人佑愛学園常任理事会において、自己点検・評価を実施したので、以下のとおり報告する。

<実施状況○:実施している、△:一部実施している、×:実施していない>

第1章 経営の安定性・継続性の確保

1. 経営と教学の連携・協力

(1) 教育目的の明示

確認項目	実施状況
1)建学の精神を明示し、内外に周知している。	0
2)建学の精神に基づいた教育理念を明示し、内外に周知している。	0

(2) 経営と教学の円滑な連携

確認項目	実施状況
1)学長等を理事として選任している。	0
2) 学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を	
整備している。	

2. 中期的な計画の策定

(1) 中期計画の策定

確認項目	実施状況
1) 原則として5年以上の中期的な計画を策定している。	
→現在の中期計画書は3年	O
2)中期的な計画の策定及び進捗状況を理事会で管理、把握している。	0
3) 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員から教職員まで	
幅広く意見を集約できる体制を整えている。	
4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から	
中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	U

5)中期的な計画には、毎年策定する事業報告書を踏まえた主な事業の目的・	
計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果を	\bigcirc
踏まえた内容を記載している。	

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

(1) 法令遵守のための体制整備

確認項目	実施状況
1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守され	
る組織体制を整備している。	
2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けてい	
る。	\triangle
→教職員に対し寄付行為について説明できていない	
3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相	
談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るた	0
めの体制を整備している。	
4) 本学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に	
努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備してい	\circ
ప .	

4. 地域貢献

(1) 地域貢献

確認項目	実施状況
1)地域、自治体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに	
在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を	\circ
整えている。	
2) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(科目等履修	\circ
を含む)等を実施している。	
3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。	0

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

1. 理事会機能の充実

(1) 理事会

確認項目	実施状況
1)理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	0

2) 理事会は理事長が招集している。やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得る	
など、適切に理事会を運営している。	
3)理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執	
行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなど配慮し	0
ている。	
4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、そ	
れぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	
5)外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制	
を整えている。	
6)理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	0

(2) 理事長の責務

確認項目	実施状況
1)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	0
2) 理事長を補佐する理事として常務理事を置き、理事長の代理権限順位を明確に定めている。	0
3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。	0
4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	0
5) 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	0

(3) 理事の選任

確認項目	実施状況
1) 寄附行為に定める人数の理事を置いている。欠員が出た場合は速やかに補	
充している。	O
2)理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任している。	
①本法人が設置する短期大学の学長	
②本法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された	
者	

③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された	
者	
3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。	0
4)理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	0
5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が含まれて	\bigcirc
いない。)
6)理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	\circ
7) 外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を2人以上選任し	
ている。	

2. 監事機能の充実

(1) 監事

確認項目	実施状況
1)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監	
査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出してい	\circ
る。	
2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解	
している。	
3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限がある	
ことを理解している。	
4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見	
を述べている。	
5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	0

(2) 監事の選任

確認項目	実施状況
1)監事は、評議員会の同意に基づいて、理事長が選任している。	0
2)監事を2人以上置いている。	0
3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	0
4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が含まれていない。	0
5) 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。	0

3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員

確認項目	実施状況
1)次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員	
会の意見を聴いている。	
①予算及び事業計画	
②事業に関する中期的な計画	
③借入金及び重要な資産の処分に関する事項	
④役員に対する報酬等の支給基準	\circ
⑤寄附行為の変更	
⑥合併	
⑦解散	
⑧収益を目的とする事業に関する重要事項	
⑨その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	

(2) 諮問機関としての評議員会

確認項目	実施状況
1) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況	
について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知している。	0
3) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。 →研修の機会を設けることが今後の課題である	0

(3) 評議員の選任

確認項目	実施状況
1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任している。	
①当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任さ	
れた者	
②当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者の	0
うちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	
③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された	
者	

2) 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述	
べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者	\circ
を選出している。	
3)評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任してい	
る。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	O

第3章 教学ガバナンスの充実

1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

(1) 学修成果、3つのポリシー

確認項目	実施状況
1) 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・	
実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針 (アド	0
ミッション・ポリシー)を明示し、内外に周知している。	
2) 学修成果を明示し、内外に周知している。	0

(2) 自己点検・評価を充実

確認項目	実施状況
1)7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。	0
2)定期的に自己点検・評価を行っている。	0

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

(1) 学長の役割

確認項目	実施状況
1) 学長は、本法人が定める規則等に基づき、的確な人材を選任している。	0
2) 学長は、建学の精神及び教育理念を理解し、それに照らした大学運営 に努めている。	0

(2) 教員組織の整備

確認項目	実施状況
1) 本学は、学長のほか教授、准教授、助教、助手及び統括管理部職員等を	
法令に基づき、適切な運営体制のもとに配置している。	

2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述	
べている。	
①学生の入学、卒業及び課程の修了	
②学位の授与	
③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くこと	
が必要なものとして学長が定めるもの	

3. 教職員の資質向上

(1) 教職員の資質向上

確認項目	実施状況
1) 教員に対する FD (ファカルティ・ディベロップメント) 活動に関する	
規程を整備し、適切に実行している。	
2) 統括管理部職員のほか、教授等の教員や学長等の執行部等に対する SD	
(スタッフ・ディベロップメント)活動に関する規程を整備し、適切に	0
実行している。	
3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制を整備している。	0

第4章 情報の公開と公表

1. 情報公開と発信

確認項目	実施状況
1)以下の情報を公開している。	
①財産目録	
②貸借対照表	
③収支計算書	
④事業報告書(法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの)	0
⑤監事による監査報告書	
⑥役員等名簿	
⑦寄附行為	
⑧役員及び評議員の報酬等規程	
2)1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日	
から5年間、法人本部に備え置き、請求があった場合には閲覧でき	\circ
るようにしている。	

(2) 教育情報の公表

確認項目	実施状況
1)本学は以下の情報を公表している。	
①本学の教育理念及び3つのポリシー	
②教育研究上の基本組織	
③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	
④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学	
者数及び就職者数等	\circ
⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画	
⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準	
⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	
⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用	
⑨その他	